

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号600-8652

投資信託の新商品を追加！

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、2019年1月15日（火）から、限定追加型投資信託「ぜんぞう 1901」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

日本を含む世界の株式と債券に広く“分散投資”を行うとともに、株式の組入比率を段階的に引き上げることで買付時の“時間分散”を図る限定追加型の投資信託「ぜんぞう 1901」の追加により、お客さまにはこれまで以上にニーズに合った商品をお選びいただけるようになります。

当行では、多様化する資産運用ニーズにお応えできるよう、今後も投資信託や保険商品の品揃えを充実させ、お客さまに満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、投資信託は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

記

1. 新たに販売を開始する商品

ファンド名	商品分類	運用会社
あおぞら・新グローバル分散ファンド （限定追加型）2019-01 ＜愛称：ぜんぞう 1901＞	追加型投信／内外／資産複合	あおぞら投信

2. 主な特徴

- 日本を含む世界の株式および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 株式の実質的な組入比率を計画的に段階的に引き上げることで、買付時期の分散を図ります。
- 基準価額が11,500円以上となった場合には、一定期間内で株式の実質的な組入比率を引き下げ、債券ならびに短期金融商品等に投資する運用に切り替えることを基本とします。
- 組入れファンドの運用は、学術的研究に基づく運用を実践する「ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド」が行います。

3. 申込期間

当初申込期間 ＜窓口のみ受付＞	継続申込期間 ＜窓口・インターネットバンキングにて受付＞
2019年1月15日（火）～2019年1月30日（水）	2019年1月31日（木）～2019年3月29日（金）

※当行で取り扱う投資信託は、2019年1月15日以降、135商品となります。

以上

<投資信託に関するご注意事項について>

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。
 - 投資信託は、預金ではありません。
 - 銀行で取扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
 - 投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。
 - 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
 - 投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.24%＜税込＞）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.16%＜税込＞）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高 108 円＜税込＞）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。
- ※記載している手数料は、2019 年 1 月 15 日時点における当行取扱商品の中で最高の料率のものを表示しております。
- ※これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込受付を中止すること等があります。
 - 当初定められた信託期間の終了（償還）の他、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（繰上償還）されることがあります。
 - 京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。
 - この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会